

さいたま市告示第429号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和8年3月17日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の有無	特 徴
3月 12日	猫	大宮区堀の内町	雑種	オス	茶トラ	0～7日齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（3月17日まで）